

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等により、市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「交付要綱」という。）に基づくがけ地近接等危険住宅移転事業（以下「移転事業」という。）を行う者に対して、市が補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次の1号から3号までのいずれかの区域に存する既存不適格住宅、又は次の各号のいずれかの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じたものであって、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったもの。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。）第39条第1項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域
- (2) 山口県建築基準条例（昭和47年山口県条例第42号）第7条に規定する擁壁を設けなければならない区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条に基づき山口県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- (4) 土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、前号に掲げる区域に指定される見込みのある区域
- (5) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号。）の適用を受けた区域

(補助対象事業の要件)

第3条 補助金の交付対象事業は、次の各号のいずれかに該当するものとし、移転事業を行なう者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することができる。ただし、国、地方公共団体が行う他の補助金等を活用した工事部分を除く。

- (1) 危険住宅除去等事業
 - (2) 危険住宅に代わる住宅の建設事業
- 2 前項の補助金の対象となる事業区分、補助事業の内容及び補助金の額は、別表のとおりとする。
- 3 移転事業の対象となる危険住宅については、除却するものとする。
- 4 危険住宅は、居室の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上であること。
- 5 移転の対象となる危険住宅に代わる住宅の建設事業については、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。
- (1) 山口市内の前条各号の区域外に存すること。
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。

（補助対象者の要件）

第4条 補助を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 移転事業を行う建築物の所有者であること。ただし、特段の事由により所有者が実施できない場合は、この限りではない。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと、又は暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助金の交付申請等）

第5条 第3条に掲げる事業の補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手する前にかげ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号）及びかが地近接等危険住宅移転事業実施計画書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の補助金交付申請の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付が適当と認めるときは補助金交付を決定し、かが地近接等危

険住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該補助金交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（移転事業内容等の変更）

第7条 補助金の交付決定を受けた者が、移転事業の内容を変更しようとするときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（移転事業変更の通知）

第8条 前条の申請書の提出があったときは、審査のうえ事業の内容を変更する必要があると認めるときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付変更通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。

（移転事業の中止）

第9条 補助金の交付決定を受けた者が、移転事業を中止しようとするときは、速やかに、がけ地近接等危険住宅移転事業中止届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（移転事業等の完了報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、移転事業が完了したときは完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、がけ地近接等危険住宅移転事業完了報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 移転事業の実施が翌年度にわたる場合は、補助金の交付決定日の属する年度の3月末日までに、がけ地近接等危険住宅移転事業年度終了実績報告書（様式第8号）及びがけ地近接等危険住宅移転事業概算払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条のがけ地近接等危険住宅移転事業完了報告書の提出があったときは、その内容の審査及び現地調査等により移転事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるか審査し、当該移転事業が適正に施行されたものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付確定通知書（様式第10号）によりその旨を

通知するものとする。

2 第1項の規定により通知を受けた者は、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書（様式第11号）。（以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは速やかに補助金を交付するものとする。

（関係書類の整備）

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、移転事業の実施状況及び当該事業に係る収支についての状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備しておかなければならない。

（交付決定の取り消し及び返還）

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 補助金の交付に関して付された条件に違反したとき
- (3) 移転事業の施行方法が不相当と認められるとき
- (4) 補助金交付申請書等に虚偽の記載をしたとき

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金の交付決定を受けた者に対し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。

3 第1項の規定による取り消しに関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付決定を受けた者に対して、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金返還命令書（様式第13号）により補助金の返還を命じるものとする。

（報告及び指導）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた者に対して報告を求め、又は移転事業の実施に関して必要な指導をすることができる。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から適用する。

別表（第3条関係）

事業区分	補助事業の内容	補助金の額
危険住宅除却等事業	危険住宅の除却等に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）	1戸当たり975千円を限度とする。
危険住宅に代わる住宅の建設事業	危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用（消費税及び地方消費税を除く。）	1戸当たり4,210千円（建物3,250千円、土地960千円）を限度とする。ただし、特殊土壌地帯及び保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域については、1戸当たり7,318千円（建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円）を限度とする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

山口市長 様

申請者 住所
氏名

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

危険住宅の所在地	山口市
危険住宅の所有者氏名	
危険住宅の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> （ ）併用住宅
危険住宅の延べ床面積	m ² （住宅部分の延べ面積 m ² ）
事業の区分	<input type="checkbox"/> 危険住宅除却等事業 <input type="checkbox"/> 危険住宅に代わる住宅の建設事業

※添付書類

- (1) がけ地近接等危険住宅移転事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 危険住宅の所有者、建物用途、構造、床面積等がわかる書類
（登記事項証明書、建築確認済証等）
- (3) 危険住宅及び移転先の位置図
- (4) 危険住宅の写真
- (5) 施工業者の見積書の写し
- (6) 市税の滞納がないことの証明書
- (7) 申請者と危険住宅の所有者が異なる場合は、危険住宅の所有者の同意書

様式第2号（第5条関係）

がけ地近接等危険住宅移転事業実施計画書

（申請者氏名： ）

1 危険住宅除却等事業計画

危険住宅の所在地	山口市
除却後の利用計画	
工事予定年月日	年 月 日 ～ 年 月 日
経費の種類	<input type="checkbox"/> 撤去費用 <input type="checkbox"/> その他（ ）
事業費	円

2 危険住宅に代わる住宅の建設事業計画

移 転 先 住 所				
敷地 (土地) の取得	取得方法	<input type="checkbox"/> 取得地 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	事業費	円		
	借入金	金融機関名		
		貸付金額	円	
		貸付利率	%	
		償還期間	年	
元利合計		円		
住宅の取得	取得方法	<input type="checkbox"/> 住宅の建設 <input type="checkbox"/> 既存住宅の購入 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	工事予定年月日	年 月 日 ～ 年 月 日		
	事業費	円		
	借入金	金融機関名		
		貸付金額	円	
		貸付利率	%	
償還期間		年		
元利合計		円		

※添付書類

(1) 金融機関等からの融資契約書の写し又はこれに代わる証明書

様式第3号（第6条関係）

指令開第 号
年 月 日

様

山口市長

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金について、交付の決定をしたので、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり通知します。

1 補助金の交付決定額 円

2 事業の内容

危険住宅除却等事業費（税抜） 円

危険住宅に代わる住宅の建設事業費（税抜） 円

3 交付の条件

(1)事業の内容の変更をしようとするときは、市長に申請しなければならない。

(2)事業を中止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

(3)事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

山口市長 様

申請者 住所
氏名

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付変更申請書

年 月 日付け指令開第 号で決定のあった、事業の内容を変更したい
ので、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申
請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類（変更に係るもの）

（1） がけ地近接等危険住宅移転事業実施計画書（様式第2号）

様式第5号（第8条関係）

指令開第 号
年 月 日

様

山口市長

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付変更通知書

年 月 日付で申請のありました、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金について、交付決定額を変更したので、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり通知します。

1 変更後の補助金決定額 円

2 事業の内容

危険住宅除却等事業費（税抜） 円

危険住宅に代わる住宅の建設事業費（税抜） 円

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

山口市長 様

申請者 住所
氏名

がけ地近接等危険住宅移転事業中止届出書

年 月 日付け指令開第 号で決定のあった事業を中止したいので、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 危険住宅の所在地

山口市

2 中止の理由

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

山口市長 様

申請者 住所
氏名

がけ地近接等危険住宅移転事業完了報告書

年 月 日付け指令開第 号で決定のあった、補助対象事業が、完了しましたので、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助対象事業費 円

2 補助事業の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 添付書類

- (1) 移転先の敷地及び建築物の所有者、建物用途、構造、床面積等がわかる書類（登記事項証明書等）
- (2) 領収書の写し
- (3) 除却後、移転後の写真

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

山口市長 様

申請者 住所
氏名

がけ地近接等危険住宅移転事業年度終了実績報告書

年 月 日付け第 号で決定のあった、補助対象事業の 年度
における実績について、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第10条第2項の
規定の規定により、次のとおり報告します。

事業の区分	<input type="checkbox"/> 危険住宅除却等事業 <input type="checkbox"/> 危険住宅に代わる住宅の建設事業
交付決定額	円
事業期間	年 月 日～ 年 月 日

添付書類

- (1) 領収書の写し
- (2) 除却後、移転後の写真

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

山口市長 様

申請者 住所
氏名

がけ地近接等危険住宅移転事業概算払請求書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金について、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり請求します。

請求金額	円
交付決定額	円

様式第10号（第11条関係）

指令開第 号
年 月 日

様

山口市長

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで移転事業完了報告書の提出がありました、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金について、交付額の確定をしたので、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり通知します。

補助金交付確定額 金 _____ 円

様式第11号（第11条関係）

年 月 日

山口市長 様

申請者 住所
氏名

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

事業の区分	<input type="checkbox"/> 危険住宅除却等事業 <input type="checkbox"/> 危険住宅に代わる住宅の建設事業
補助金請求額	金 円
振込先金融機関	金融機関名 本・支店名
口座番号	普通 ・ 当座
口座名義	フリガナ

様式第12号（第13条関係）

指令開第 号
年 月 日

様

山口市長

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定しました補助金については、交付決定の取消しをしたので、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、次のとおり通知します。

事業の区分	<input type="checkbox"/> 危険住宅除却等事業 <input type="checkbox"/> 危険住宅に代わる住宅の建設事業
取消しの理由	

様式第13号（第13条関係）

指令開第 号
年 月 日

様

山口市長

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金返還命令書

年 月 日付で交付した補助金については、がけ地近接等危険住宅移
転事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により、次のとおり返還を命じます。

事業の区分	<input type="checkbox"/> 危険住宅除却等事業 <input type="checkbox"/> 危険住宅に代わる住宅の建設事業
返還命令額	円
返還期限	年 月 日